

上白根中学校 いじめ防止基本方針

1. いじめ防止に向けた上白根中学校の考え方

① いじめの定義

いじめとは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法第2条」

② いじめ防止等に向けての基本理念

・ 基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある

・ 基本方針

- 1 いじめを未然に防ぐために、生徒一人ひとりが自己有用感を得られるような活動（ボランティア活動や生徒会活動、行事など）や学級、授業、部活動などで生徒一人ひとりが安心できる居場所をつくるなど潤いに満ちた学校風土を構築します。
- 2 いじめに対しては、上白根中学校のどの集団、どの生徒にも起こりうる可能性がある最も身近で深刻かつ重大な人権侵害であり、いじめは人間として絶対に許されない行為として、いじめ防止対策委員会を核に組織的に対応します。
- 3 学校は、必要に応じて、「児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係る協定書」に基づく警察との連携など他機関と連携し、その解決にあたります。

2. 学校いじめ防止対策委員会の設置

① 委員会の構成員

校長・副校長・教務主任・学年主任・生徒指導係・生徒指導専任・養護教諭
※必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部の専門家の参加を求めます。

② 委員会の運営

平時は月1回以上開催します。
いじめの疑いがある段階で、直ちに開催します。
校長のリーダーシップのもと学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

③ 委員会の活動内容

いじめの予防活動を企画運営します。
いじめを早期に発見するための取り組みを行います。
いじめ事案が発生した場合、対応の中核となり活動を行います。
いじめ防止、対応について、教職員の研修を企画運営します。

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

- ・ ボランティア活動や生徒会活動、行事など生徒が自己有用感を得られるような取り組みを行い、また、学級、授業、部活動などで生徒一人ひとりの居場所を創り、いじめが起こりづら

い学校風土を構築します。

- ・道徳の時間を中心に、いじめについて考える授業を展開します。また、特別活動では体験的な学習やグループワーク等を通じてコミュニケーション能力の向上をはかります。

② いじめの早期発見

- ・生徒に対して教育相談アンケートをもとにした面談を行います。(4月・9月・1月)
- ・家庭訪問、個人面談で保護者との連携を図ります。(4月・7月・12月)
- ・インターネットや携帯電話のモラルについて生徒・保護者に啓発活動を行います。
- ・日頃の学校生活を通して、教職員と生徒との信頼関係の構築に努めます。

③ いじめに対する措置

- ・正確な事実把握のもと、情報共有・対応方針決定・記録を行います。
- ・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援を行います。
- ・いじめが起きた場合には、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、事情や心情を聞き取り、心のケアに努めます。加害生徒に対しては、教育的配慮のもと、保護者との連携を密にし、毅然とした態度で再発防止に向けて継続的に指導します。
- ・いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、被害生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害生徒を守ります。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向に配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していきます。

④ いじめの解消

〈解消要件〉少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ・いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害生徒が安心・安全に学校生活を過ごせるように全機能をあげて取り組みます。

⑤ 教職員研修の充実

- ・生徒理解の向上、いじめ防止、授業力向上のための教職員研修を年間に複数回実施します。

⑥ 学校運営協議会との連携

- ・学校運営協議会において、いじめ問題など、本校が抱える課題を共有し、地域と共に生徒の健全育成に取り組みます。

⑦ 取り組みの年間計画

※いじめ防止対策委員会（月1回以上・随時）

月	活 動
4月	○いじめ防止対策委員会定例会で年度当初確認 ○生徒指導協議会で生徒の現状を把握 ○懇談会や家庭訪問により保護者との連携確認 ○教育相談アンケートをもとにした担任と生徒の面談
5月	○遠足・自然教室・修学旅行など校外行事を通じて生徒の状況を把握 ○体育祭を通じて生徒の状況を把握
6月	○いじめ、生徒指導、特別支援など職員研修会 ○全校生徒による校内人権標語コンクール
7月	○個人面談により保護者との連携確認 ○愛のはがき運動（地域高齢者への暑中見舞い）ボランティア ○いじめ防止対策委員会定例会で夏季休業前の生徒状況を確認 ○生徒による夏季休業までの学校生活の振り返り
8月	○ふれあい昼食会（地域ケアプラザで高齢者と交流）ボランティア ○人権作文コンクール
9月	○教育相談アンケートをもとにした担任と生徒の面談
10月	○合唱コンクールを通じて生徒の状況を把握
11月	○全校生徒を対象にした、いじめ実態アンケート調査
12月	○個人面談により保護者との連携確認 ○いじめ防止対策委員会定例会で冬季休業前の生徒状況を確認 ○生徒による冬季休業までの学校生活の振り返り ○愛のはがき運動（地域高齢者への年賀状）ボランティア
1月	○教育相談アンケートをもとにした担任と生徒の面談
2月	○新年度を見据えて、生徒の状況の確認と指導の方向性を検討
3月	○いじめ防止対策委員会定例会で年度反省 ○生徒による1年間の学校生活の振り返り

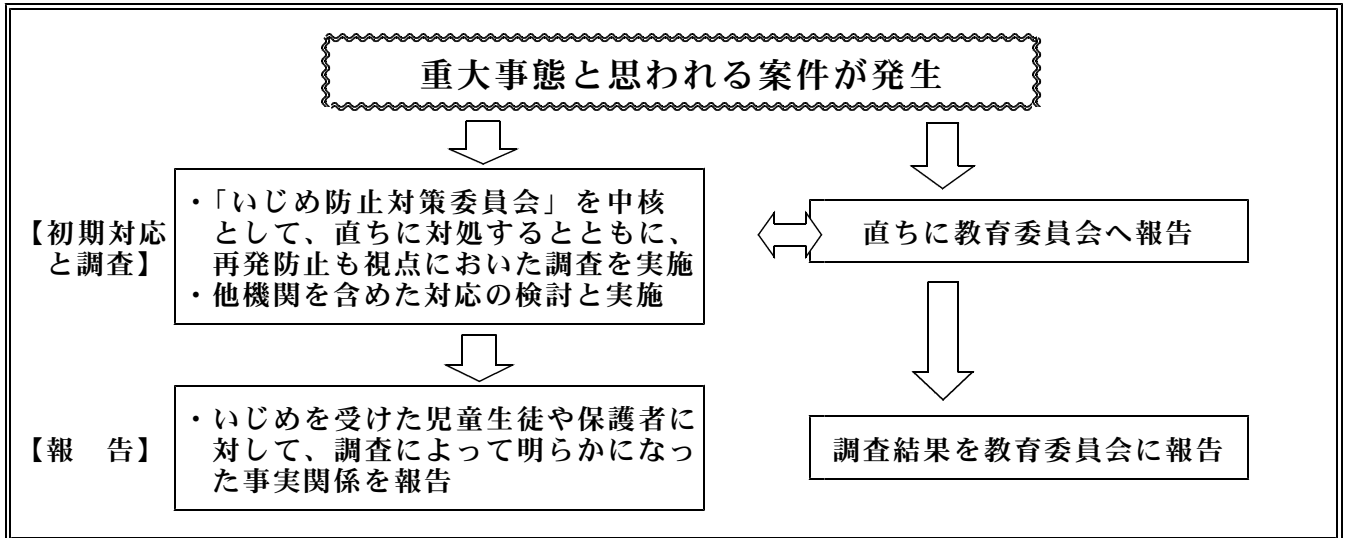
4. 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。



5. いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。

6. その他

- ・必要があると認められたときには、上白根中学校いじめ防止基本方針を改定し、あらためて公表します。

策定 平成26年3月 1日
改訂 平成30年1月26日